

健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」
「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める意見書

政府は、生活保護基準を2013年8月から3年間で段階的に生活扶助引き下げを行い、さらに、2015年7月に、住宅扶助、同年10月から冬季扶助の引き下げを行っている。生活保護基準は、就学援助をはじめとする低所得者への施策や最低賃金、住民税の非課税限度額の目安になっており、保育料、福祉、医療サービスの負担など、広範な県民生活に多大な影響を及ぼすものである。

現在の生活保護費では健康で文化的な最低限度の生活を維持することができない状況であることから、憲法で規定する最低限度の生活が保障されるよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

1. 生活保護基準、住宅扶助及び冬季加算の引き下げを中止すること。
2. 夏季加算の新設を要求するとともにクーラー設置費支給を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月25日

沖縄県宜野湾市議会

〈あて先〉

厚生労働大臣